〈特集〉

協働・連携による特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの推進に向けて

(1)調査研究から

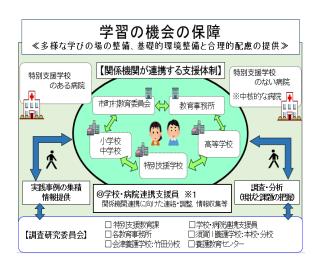
入院児童生徒等の学習状況調査と支援体制の整備 ~切れ目のない教育や学習の充実を目指して~(一年次)

1 はじめに

近年、医療の進歩等により病気の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、長期にわたり又は継続的に入院する児童生徒等(以下「入院児童生徒等」という。)の教育保障は大きな課題となっています。平成25年5月の改正児童福祉法に係別のでは、「長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の一層の充労支援の一層の充労支援の一層の充労支援の一層の充労支援の一層の充労支援のでは、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。」(一部抜粋)と示されました。

この附帯決議等を受け、文部科学省は 今年度「入院児童生徒等への教育保障体 制整備事業」を実施しています。福島県 教育委員会は、この事業の委託を受け、 「入院児童生徒等への学習支援体制整備 事業」を行っています。

本調査研究は、福島県教育委員会の事業との関連を図りながら、学習支援体制の充実を目指すことを目的として、入院児童生徒等の学習状況及び支援状況の調査検討に取り組みます。



2 病気の子どもと教育

病気の子どもは、身体の状態や治療、 学習や生活等に対して様々な不安があり ます。また、病状や治療による活動等の 制限からのストレスもあります。このよ うな中、適切な学習機会の確保と学習内 容の充実は、教育保障として不可欠であ るとともに、病気の子どもにとって大き な心の支えとなります。

病気の子どもに対する教育の意義について、平成6年12月に文部省から出された「病気療養児の教育について(審議のまとめ)」には、以下の記述があります。

病気療養児の教育の意義

病気療養児は、長期、短期、頻回の 入院等による学習空白によっておいて の遅れが生じたり、回復後にお病気智 学業不振になることも多く、病気習の ようなどを補完し、学力を補償する上 遅れなどを補完し、学力を補償する上 で、もとより重要な意義を有するよう であるが、その他に、一般に次のう な点についての意義があると考える。 ていることに留意する必要がある。

- (1) 積極性・自主性・社会性の涵養
- (2) 心理的安定への寄与
- (3) 病気に対する自己管理能力
- (4)治療上の効果等

(一部抜粋)

※1 学校・病院連携支援員:「入院児童生徒等の学習支援体制整備事業」により養護教育センターに配置されている。各教育事務所指導主事と連携を図りながら、各市町村教育委員会や医療機関、入院児童生徒が在籍する小・中学校等への情報提供や指導・助言、関係機関との連絡・調整、情報収集等を行う。

3 多様な学びの場

入院児童生徒等の病気の子どもの学びの場は様々です。小・中学校、高等学校等で多くの病気の子どもが学んでいます。また、一人一人の病状や治療等に応じて、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級や通級による指導、病弱者を対象とする特別支援学校(以下「特別支援学校(病弱)」という。)等の学びの場があります。

病弱・身体虚弱特別支援学級、特別支援学校(病弱)では、各教科等の学習とともに、身体面や心理面の健康維持や改善等を図る学習を一人一人に応じて行っています。

福島県の特別支援学校(病弱)には、 それぞれ関係する病院があります。各病院に治療のために入院した小・中学校に 在籍する児童生徒は、特別支援学校(病弱)に転学する場合としない場合があります。転学の決定は、児童生徒と保護者の希望、入院期間等をふまえて行われます。入院により特別支援学校(病弱)に転学した場合、原則として退院後は前籍校である小・中学校に転学(復学)しています。

病気の子どもの学びの場



特別支援学校(病弱)と関係する病院 県北地区 但由地区 須賀川養護学校 須賀川養護学校 郡山分校 医大分校 【隣接する病院】 (財) 太田西ノ内病院 県立医科大学附属病院 会津地区 県中地区 会津養護学校 須賀川養護学校 竹田分校 本校 【学校がある病院】 (財) 竹田綜合病院 【隣接する病院 国方病院機構福島病院

4 県内の小・中学校、高等学校、特別 支援学校(病弱)の取組

- (1) 入院児童生徒等への取組
- ① 学習指導

小・中学校、高等学校では、学習 プリントを配付したり、在籍校の教 員が病院等を訪問し学習指導を行っ たりする取組がありますが、実施状 況は各学校で異なります。入院児童 生徒等の病状や学校の状況等に応じ た取組となっています。

特別支援学校(病弱)では、入院 児童生徒等の病状等をふまえ、教室 での授業や病室での授業を行ってい ます。

② 学習支援

小・中学校、高等学校では、授業 の進度を伝えたり、学習内容を確認 できる資料等を渡したりする取組が あります。これらの取組も学習指導 と同様に入院児童生徒等の病状や学 校の状況等に応じて行われています。

特別支援学校(病弱)では、小・中学校、高等学校に在籍する入院中の児童生徒に対し、在籍校からの依頼を受けて学習支援を行う取組があります。

高等学校、特別支援学校高等部に おいては、平成 27 年 4 月に学校教 育法施行規則の改正等より、メディ アを利用して行う授業等の遠隔教育 の制度化が行われました。この制度 の主な内容は以下のとおりです。

- メディアを利用して行う授業(同 時双方向型^{※2})の制度化【全ての高 等学校・特別支援学校高等部】
- オンデマンド型^{※3}教育の特例の 創設【文部科学大臣の指定を受けた 高等学校のみ】
- 訪問教育における遠隔教育の導入【特別支援学校高等部のみ】

福島県内でこの制度を利用した取組はまだありませんが、今後、必要に応じて制度の利用検討も進むと考えます。



web会議システムのイメージ

④ 心理的なサポート

適切な学習機会の確保と学習内容 の充実は、入院児童生徒等の心の土台 えになるものですが、これらの土台 となっているのは、入院児童生徒院 と教員間の関係づくりです。入院児童 生徒等の心情は、病状や治療によ り変化します。その時々の思いがら 指導や支援を進める取組が多く行われています。

また、入院中や自宅療養中には、 クラスメイト等、他の児童生徒との 活動機会が少なくなることもありま す。入院児童生徒等にとって他の児 童生徒とのつながりは、不安を軽減 するとともに、健康回復への意欲を 高めるものとなります。各学校では、 入院児童生徒等と他の児童生徒とます。 入院児童生徒等も行われて、 をだし、交流活動等も行われて、 ただし、交流活動等しない場合も確認 をにより本人が希望しない意向確認 を十分に行った上で進められています。

(2) 保護者への取組

- (3) 関係機関への取組
- ① 医療機関との連携

病状や治療に応じた対応が求められる入院児童生徒等への取組において、医療機関との情報交換と協働は不可欠です。

- ※2 同時双方向型:学校から離れた空間 ヘインターネット等のメディアを利用し て、リアルタイムで授業配信を行うとと もに、質疑応答等の双方向のやりとりを 行うことが可能な方式
- ※3 オンデマンド型:別の空間・時間で 事前に収録された授業を、学校から離れ た空間で、インターネット等のメディア を利用して配信を行うことにより、視聴 したい時間に受講をすることが可能な 方式

医療機関とは、必要に応じてケー ス会議やカンファレンスを実施して います(医療機関が中心となって開 催の場合には、カンファレンスとい う名称となります)。このケース会議 やカンファレンスは、関係機関での 治療や配慮事項、必要な支援等につ いての共通理解を図るためのもので す。参加者は状況に応じて異なりま すが、児童生徒、保護者、主治医、 看護師、医療ソーシャルワーカー、 校長や教頭、担任、特別支援教育コ ーディネーター、養護教諭等です。 また、医療機関と学校の担当者間で の情報交換が行われるとともに、特 別支援学校 (病弱) では、定期的な 連絡会等も実施しています。

② 学校間の連携

小・中学校と特別支援学校(病弱) 間の転学の際には、保護者の了解を 得た上でケース会議や学校間での情 報交換を行っています。入院児童生 徒等の様子や学習状況等についての 情報交換は、学習の充実において重 要になります。また、特別支援学校 (病弱)では、退院後に小・中学校 へ転学した児童生徒と転学先の学校 を支援する取組として、転学1か月 後にアンケートを実施しています。 このアンケートは、児童生徒の状況 等について転学先の学校に記入を依 頼するものです。転学先の学校から 要望があれば、必要に応じてケース 会議等を開催し、配慮事項の確認や よりよい支援の検討が行われます。 さらに、特別支援学校(病弱)のセ ンター的機能の一つとして、入院児 童生徒等への取組についての情報提 供や相談支援を小・中学校、高等学 校に対して行っています。

③ 市町村教育委員会や教育事務所等との連携

各学校の取組を支えるためには、

関係機関が連携し、対応することが 大切になります。小・中学校、高等 学校、特別支援学校(病弱)、市町村 教育委員会、教育事務所、学校・病 院連携支援員、養護教育センター等 が入院児童生徒等の状況を把握し、 必要に応じて必要な支援を行えるよ うに連絡体制を整えています。

支援の体制整備 児童生徒が転学(復学)した場合の流れ(例) - 機会をとらえて 市町村 小・中学科



5 おわりに

全国特別支援学校病弱教育校長会・国立特別支援教育総合研究所が作成した「病気の子どもの理解のために」には、次の言葉があります。「病気のときでも教育はできます 病気のときだからこそ行うべき教育があります 病気になったから受けられる教育があります」

学習支援体制の整備は、入院児童生徒等の教育を受ける権利を保障し、学習の遅れを防ぐことからも不可欠です。日々成長する子どもたちが切れ目のない教育を受けることができるように、入院児童生徒等の学習の充実を目指し、次年度も各学校や関係機関の協力をいただきながら本調査研究を進めたいと考えております。